

○嬉野市特定建設工事共同企業体取扱要領

平成21年2月2日

告示第7号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事の确实かつ円滑な施工を図ることを目的として工事ごとに結成する特定建設共同企業体（以下「共同企業体」という。）の基本的要件、結成手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 共同企業体の施工対象工事は、次の各号のいずれかに該当するものであって、共同企業体による施工が必要と認められるものとする。

(1) 土木一式工事及び建築一式工事にあつては、設計金額が2億円以上

(2) 電気工事、管工事その他の工事にあつては、設計金額が5,000万円以上

2 前項に規定するもののほか、特殊な技術等を要する工事又は指名審査委員会が必要と認める工事であつて、設計金額が前項各号に規定する額の2分の1を超えるもの場合には、共同企業体による円滑かつ効果的な施工が確保できると認められるときに限り、対象工事とすることができるものとする。

(構成員数)

第3条 共同企業体を構成する建設業者（以下「構成員」という。）の数は、2社又は3社とし、工事ごとに定めるものとする。

(構成員の組合せ)

第4条 構成員の組合せは、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）第2条第3項の規定に基づく発注工事に対応する業種に係る等級区分が最上位等級に認定されている者の組合せ又は最上位等級及び第2位等級に認定されている者の組合せとする。ただし、第3位等級に認定されている者で十分な施行能力があると認められるものについては、最上位等級の者を構成員とする共同企業体の構成員とすることができる。

2 指名競争入札に付する場合の構成員は、原則として県内業者とする。ただし、高度な技術を要する工事、特殊工事等については、県外業者を構成員とすることができるものとし、工事の性質上真にやむを得ない場合に限り、県外業者のみを構成員とすることができるものとする。

(構成員の要件)

第5条 すべての構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 当該工事に対応する許可業種につき、許可を有しての営業年数が少なくとも3年以上あること。
- (2) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として一定の実績があり、かつ、当該工事と同種の工事の施工実績を有すること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

(結成方法)

第6条 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(運営形態及び出資比率)

第7条 共同企業体の運営形態は、構成員が一体となって施工する共同施工方式(甲型)とする。

- 2 共同企業体のすべての構成員の出資比率下限は、2者の場合は30パーセント以上、3者の場合は20パーセント以上とする。

(代表者)

第8条 共同企業体の代表者は、構成員のうち、より大きな施工能力を有する者とする。

- 2 等級の異なる者の組合せの共同企業体の代表者は、構成員のうちの上位等級の者とする。
- 3 前2項に規定する代表者の出資比率は、当該構成員中最大であるものとする。

(公告及び資格申請)

第9条 市長は、共同企業体を契約の相手方としようとするときは、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を公告し、これにより資格認定の申請を行わせるものとする。

- (1) 共同企業体による工事である旨及び当該工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事の概要
- (4) 共同企業体の構成員の数、組合せ、構成員の要件、結成方法、出資比率及び代表者要件
- (5) 認定資格の有効期間

- (6) 資格審査申請に必要な書類
 - (7) 資格審査申請の受付期間及び受付場所
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 資格認定の申請を行おうとする共同企業体は、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。
- (1) 特定建設共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第1号）
 - (2) 特定建設共同企業体協定書（様式第2号）
 - (3) 特定建設共同企業体編成表（様式第3号）
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、資格審査に必要と認める書類
（資格審査等）

第10条 市長は、前条の規定により資格審査申請があった共同企業体について資格審査を行い、適格なものを有資格共同企業体として認定し、有資格共同企業体名簿を作成するものとする。

- 2 前項の規定による認定は、認定の対象となった工事についてのみ有効とするものとする。
- （指名等）

第11条 指名競争入札に付する場合において、指名審査委員会は、前条第1項の規定により作成された有資格共同企業体名簿に登載された共同企業体のうちから指名予定業者を市長に推薦するものとし、市長が指名業者を決定するものとする。

- 2 市長は、共同企業体を指名する場合は、1工事について原則として4以上の共同企業体を指名するものとする。
- 3 市長は、指名競争入札に付する共同企業体の数が競争を確保するのに必要な数に満たないと認められるときは、前2条及び第1項に規定する手続を経て、これを補充するものとする。
- （存続期間等）

第12条 工事の契約の相手方となった共同企業体の存続期間は、原則として当該工事に係る請負契約の履行後3月を経過した日までとするが、必要がある場合は、請負契約の履行後12月以内までとすることができる。ただし、当該期間満了後において、当該工事につき、契約不適合責任がある場合は、各構成員は、連帯してその責めを負うものとする。

- 2 当該工事につき結成された共同企業体のうち、契約の相手方とならなかった共

同企業体は、当該工事に係る請負契約が締結された日をもって解散されたものとみなす。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、共同企業体の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年1月13日告示第4号)

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第9条関係)

特定建設共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

嬉野市長 様

希望する工事名	共同企業体の名称	
	共同企業体の代表者の 住所、商号及び代表者	㊦
	共同企業体の構成員の 住所、商号及び代表者	㊦
	共同企業体の構成員の 住所、商号及び代表者	㊦

今般、連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため、 を代表者とする 特定建設共同企業体を結成したので、貴市が発注する建設工事の入札に参加したいので、共同企業体協定書を添えて資格審査を申請します。

なお、この資格審査申請書のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

様式第2号(第9条関係)

特定建設共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、 工事を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、 特定建設共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を 番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後 箇月を経過した後に解散する。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住所

商号及び代表者

住所

商号及び代表者

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して発注者及び監督官庁等と折面する権限並びに自己の名義をもって、請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 当企業体の構成員は、次の割合によって出資するものとする。

商号 %

商号 %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

2 運営委員会の会長は、当企業体の代表者が当たるものとする。

- 3 運営委員会は、必要に応じて会長が招集するものとする。
- 4 運営委員会は、必要に応じ事務局を設置し、収支を明らかにする帳票類を整備しなければならない。

(役員その他の選任)

第10条 当企業体の役員その他は、運営委員会において選任するものとする。

(構成員の責任)

第11条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、共同連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第12条 当企業体の取引金融機関は、
とし、企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第13条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第14条 決算の結果、利益金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第15条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第16条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する処置)

第17条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるとき、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際、行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

- 5 決算の結果、利益金を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産、解散等に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが、工事途中において破産し、若しくは解散した場合又はそれらと同様の状態になったものと発注者及び他の構成員が認めた場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第19条 当企業が解散した後においても、建設工事につき、契約不適合責任が生じたときには、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第20条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

株式会社ほか 社は、上記のとおり 特定建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するとともに、嬉野市へ申請書類として1通提出するものとする。

年 月 日

住所

商号及び代表者

⑩

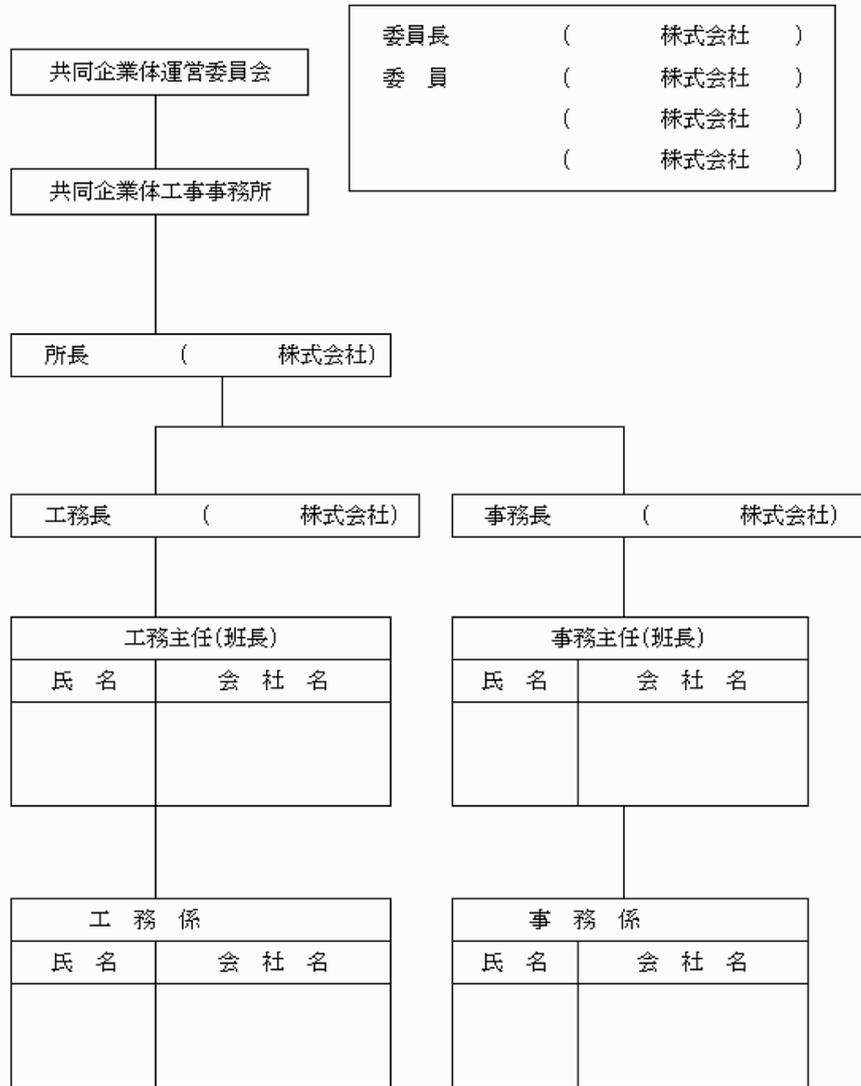
住所

商号及び代表者

⑩

様式第3号(第9条関係)

特定建設共同企業体編成表



様式第1号 (第9条関係)

様式第2号 (第9条関係)

様式第3号 (第9条関係)